

随意契約理由

令和6年(2024年)10月1日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票箱送致用タクシー借り上げ契約
契約内容	第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票箱送致用タクシーの借り上げ
契約締結日	令和6年(2024年)10月1日
及び契約期間	令和6年(2024年)10月1日 ～ 令和6年(2024年)10月27日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市淀川区野中南1丁目4番7号 大阪神鉄豊中タクシー株式会社
契約金額	819,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号に該当) 当該業務の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」)に基づく随意契約によるものとする。 当該業務は衆議院議員総選挙に係る投票箱送致用タクシーを借り上げるものであるが、選挙執行までに期間が短いため早急に事業者を決定し契約を締結する必要がある。 これまでの選挙において配車管理及び送致等に関する豊富な経験と優れた実績を有する当該事業者と契約を締結するもの。